

釜石市 家賃・借地料補助事業【事業者向け】

新型コロナウイルス感染症の影響で、売上が半減した事業者の経費負担の軽減を図るため、家賃・借地料の一部を補助します。

1. 補助要件

小売業、飲食業、宿泊業、サービス業(注)を営む者で、①か②に該当する者

① **令和2年4月～9月**の間のいずれか**1か月**の売上が

前年同月と比べ、**50%以上減少**している

② **令和2年2月～9月**の間のいずれかの**連続する3か月**の売上が

前年同期と比べ、**30%以上減少**している、

※ 白色申告、事業開始1年未満の場合は、ご相談ください。

(注) 対象となるサービス業は産業分類中分類から列挙されています。詳しくはご相談ください。

2. 補助対象経費

今年4月1日～9月30日の間に支払う連続する3か月以内の家賃・借地料

※ **市20万円補助金で計上した4・5月支払いの家賃・借地料は対象外**

※ 来客用でない駐車場は対象外

3. 補助内容

補助率：1/2 上限額：事業所ごとに10万円/月 連続する3か月分まで

例) 家賃月額10万円の場合

家賃10万円×1/2×3か月＝補助額15万円(15万円は自己負担)

4. 必要書類

① 家賃が確認できる書類 (賃貸借契約書、利用契約書の写しなど)

② 売上金額が比較できる書類

令和2年分：令和2年〇月と明記されている帳簿の写しなど

令和元年分：法人・青色申告⇒確定申告書の月別売上表の写しなど

白色申告 ⇒確定申告書の写しなど

③ 市内で事業を営んでいることが証明できる書類

(営業許可証、登記事項証明書、確定申告書の写しなど)

④ 支払いが完了したことを確認できる書類 (領収書、通帳の写しなど)

⑤ 通帳の写し (口座番号、名義が確認できるページ)

5. 補助金交付の手続

① 申請書・請求書を市ホームページまたは市商工観光課で入手

② 補助対象とする全ての家賃の支払いが完了した後、申請書・請求書に必要書類を添付し、市商工観光課へ提出

※ 補助金の交付に**急を要する方**は、速やかに申請書を提出してください。

支払済みの家賃分から請求できます。詳細は申請時にご相談ください。

6. 提出先

〒026-8686 釜石市只越町3-9-13 第3庁舎1F 商工観光課宛て

原則、郵送での提出をお願いします。

7. 申請期間

5月25日(月)～10月30日(金)

ホームページは
こちらから➡

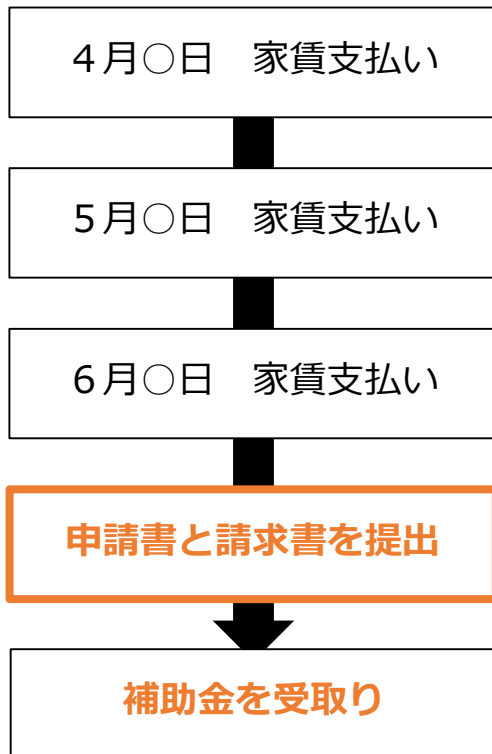


申請手続きの流れ

通常の場合

- 補助対象となる家賃をすべて支払ってから補助金を受取る
- 手続きが1回

(例)



補助金の受取りを急ぐ場合

- 支払いが完了している家賃分から、順次、補助金を受取る
- 手続きが2回以上

(例)

